

株式会社長浜調剤薬局 指定居宅療養管理指導(指定介護予防居宅療養管理指導)

事業者運営規程

(事業の目的)

第1条

株式会社長浜調剤薬局が開設する事業所において実施する指定居宅療養管理指導または指定介護予防居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理指導等」という。）事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、通院が困難であって要介護状態又は要支援状態にある者（以下「利用者」という）が その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条

1. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
2. 市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との連携に努める。ただし情報提供の際は必要最低限に務め、関係者以外には決して漏れることのないように細心の注意を払う。
3. 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
4. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
5. 従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設ける。
6. 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、従業者に対し虐待の防止のための研修を実施する。
7. 適切な指定居宅療養管理指導（指定介護予防居宅療養管理指導）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより居宅療養管理指導従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。
8. 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
 - ・保険薬局であること。
 - ・在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
 - ・麻薬小売業者としての許可を取得していること。

- ・居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

9. 継続的な指導等の必要のない利用者や通院が可能な利用者に対して同事業を行うことはできない。

(事業の運営)

第3条

指定居宅療養管理指導（指定介護予防居宅療養管理指導）の提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わない。

(名称及び所在地)

第4条

指定居宅療養管理指導（指定介護予防居宅療養管理指導）を実施する事業所の名称、指定番号、所在地は次の通りとする。

- (1) ながはま調剤薬局（鹿児島県指定 4644240436）

鹿児島県奄美市名瀬長浜町18番19号

- (2) なごみ薬局（鹿児島県指定 4644240378）

鹿児島県奄美市名瀬和光町31番地15

- (3) まほろば薬局（鹿児島県指定 4643240353）

鹿児島県大島郡大和村大字大榎字大町415番地

(従業者の職種、員数)

第5条

- ・居宅療養管理指導等に従事する保険薬剤師を配置する。
- ・従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。

(職務の内容)

第6条

1. 当事業所の薬剤師が、利用者の居宅を訪問し、医師または歯科医師の発行する処方せんに基づいて調製された薬剤について、薬剤の保管・管理や使用等に関する説明・指導を行うことにより、薬剤を有効かつ安全に使用できるように努める。
2. 利用者の薬剤服用歴の記録および管理を行う。
3. 利用者の状態や服薬・使用状況を確認し、利用者に合わせた調剤の工夫を行い、服用・使用のための支

援を行う。

4. 使用薬剤の有効性や利用者のADL、QOL等に及ぼす影響に関するモニタリングを行い薬剤の重複投与や相互作用等の回避、副作用の未然防止や早期発見に努める。
5. 必要に応じて、医師へ処方照会や提案を行う。
6. 医師より薬剤の追加や調剤交付済の薬剤の変更や中止などの指示があった場合は適切に対応する。
7. 処方箋の発行の有無に関わらず、必要に応じて訪問し薬の管理および服薬・使用の支援を行う。
8. 利用者に必要とされる医療材料や衛生材料を供給する。
9. 不要となった薬剤等を回収し適切に廃棄する。
10. 利用者のサービス担当者会議に参加し、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者等との連携に努める。ただし情報提供の際は必要最低限に努め、関係者以外には決して漏れることのないように細心の注意を払う。
11. 提供した居宅管理指導等の内容を主治医、介護支援専門員や訪問看護師等へ報告し情報共有を行い連携に努める。情報共有の手段は直接、文書または電磁的方法により速やかに行う。

(営業日および営業時間)

第7条

原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。

但し、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月30日～1月3日）、各事業所が特別に定めた日を除く。

電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条

通常の実施地域は、それぞれの事業所から16km圏内の区域とする。

(利用料その他の費用の額)

第9条

1. 利用料は介護保険制度の規定により、以下の通りとする。

(1) 居宅療養管理指導サービス利用料として（1回のご利用料金）

単一建物居住者の人数	1人	2～9人	10人以上
1割負担の場合	518円	379円	342円
2割負担の場合	1,036円	758円	684円
3割負担の場合	1,554円	1,137円	1,026円

※算定する日の間隔は6日以上、かつ月4回まで。ただし、ガン末期の患者、中心静脈栄養を受けている方への訪問は、1週に2回、かつ月に8回を限度とする。

(2) 以下の場合には、「単一建物居住者が1人の場合」を算定する。

- ・同居する同一世帯に訪問薬剤管理指導を行う利用者が2人以上いる場合
- ・居宅療養管理指導を行う利用者数が当該建築物の戸数の10%以下の場合
- ・当該建築物の戸数が20戸未満で、居宅療養管理指導を行う利用者が2人以下の場合

(3) 医療用麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合は、1回につき上記料金に100円(1割負担の場合)加算する。

(4) 注入ポンプにて医療用麻薬等を使用される場合は、1回につき上記料金に250円(1割負担の場合)加算する。

(5) 中心静脈栄養法用輸液等の薬剤を使用される場合は、1回につき上記料金に150円(1割負担の場合)加算する。

(6) 厚生労働大臣が定める離島や中山間地域等に対するサービス提供に関しては、利用料金1回につき以下の割合が料金に加算する。

特別地域加算	15%
中山間地域等における小規模事業所加算	10%
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5%

(7) 交通費居宅療養管理指導サービスに要した実費を請求する場合がある。その際の交通費の領収書は別途発行する。

注1) 居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費に係るサービス利用料は同じである。

注2) 利用料の他、健康保険法等に基づき、薬代や薬剤の調製に係わる費用を算定する。

注3) 医師の求めによって、緊急で、患者に対して必要な薬学的管理指導を行うことがある。その際は医療保険による「在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料」を算定となる。

注4) 厚生労働省告示により、利用料等の算定基準が改定された場合、改定後の最新の利用料を適用日より算定する。

2. 生活保護受給者の方は、自己負担部分については介護扶助の支給によって賄われます。

3. 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービスの内容及び費用について文書で説明し、同意を得る。

(衛生管理等)

第10条

1. 事業所は、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的

な管理に努める。

2.事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しない ように、次の各号に掲げる措置を講じる。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知する。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の 防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(緊急時等における対応方法)

第11条

訪問時に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し指示を求める等の必要な措置を講ずるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じる。

(虐待防止に関する事項)

第12条

1.事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又は再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知する。

(2) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

2.事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、これを市町村に通報する。

(業務継続計画の策定等)

第13条

1.事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅療養管理指導（指定介護予防居宅療養管理指導）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

2.事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

3.事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(相談窓口)

第14条

- ① 相談や苦情処理のために常設の相談窓口・担当者を設置する。担当者は各事業所の管理者とする。
- ② 担当者不在の場合であっても、基本的な事項について従業員全員が対応できるよう指導するとともに、担当者に内容を引継ぎ、相談・苦情への対応を早期に行うようにする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条

- 1.事業所は、指定居宅療養管理指導（指定介護予防居宅療養管理 指導）に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存する。
- 2.この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、株式会社長浜調剤薬局が定める。

附則

この規定は、令和4年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。